

令和 6 年度

定例監査報告書

美里町監査委員

美里監第28号

令和6年11月27日

美里町長 上田 泰弘 様

美里町監査委員 大西 茂

美里町監査委員 高田 美千子

令和6年度定例監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定により、意見を添えて別紙のとおり報告します。

## 監 査 の 期 日 及 び 対 象

月	日	曜	午 前	午 後	場 所	
			9時～12時	1時半～4時半	午 前	午 後
10	15	火	森づくり推進課	建設課	砥用庁舎2階庁議室	
	16	水	砥用中学校	美里地域づくり コンソーシアム (指定管理施設)	砥用中学校	B&G 海洋センター
			砥用小学校		砥用小学校	
	17	木	上下水道課	農業政策課	中央庁舎2階執行部控室	
	29	火	/	中央小学校	/	中央小学校
				中央中学校		中央中学校
	30	水	励徳小学校	こども応援課	励徳小学校	湯の香苑
東部出張所			東部出張所			
31	木	サンアメニティ (指定管理施設)	/	総合体育館	/	
11	5	火	社会福祉協議会 (指定管理施設)	福祉課	砥用庁舎2階 庁議室	
	6	水	/	社会教育課	/	中央公民館
	7	木	住民生活課	税務課	中央庁舎2階執行部控室	
			会計課	議会事務局		
	8	金	健康保険課	学校教育課	中央庁舎2階執行部控室	
	11	月	岩田建設株式会社 (指定管理施設)	美しい里創生課	キャンプ場	砥用庁舎2階 庁議室
			フォレストアドベンチャー (指定管理施設)			
	15	金	総務課		中央庁舎2階 執行部控室	
18	月	各種公共施設調査・ 公共工事等現地調査		<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子センター跡地</li> <li>・大窪唐菅</li> <li>・今ため池跡</li> <li>・小筵清流の里跡地</li> </ul>		
19	火	監査まとめ				

## 第1. 監査総括

定例監査を実施するに当たっては、各課等から事前に提出された監査資料に基づき、事業内容及び事業推進上の課題等について聴取し、次の点に主眼をおいて行った。

- 1) 町の財務に関する事務が関係法令等に準拠し適正か。
- 2) 町の運営に係る事業の管理が合理的かつ効率的か。
- 3) 財産の管理は適正に行われているか。
- 4) 町の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工状況等が適正か。

当日は、担当課長及び担当係長に出席を求め、諸帳簿及び証書類の整理記帳は完全か、財産の管理はどうか等、指摘すべきは指摘して、改善を要する点については適切な処理を講ずるよう指示した。

また、昨年の指摘事項の措置状況は、事前に提出されていた改善スケジュールに沿って概ね適正に処理されていた。監査最終日には、遊休資産の現地を確認した。

監査結果については各項目のとおり報告する。

## 第2. 各項目について

### 1 予算の執行

本町の財政状況は、自主財源が乏しい中、国や県の財政支援や地方財政措置のある起債を活用し、国県の支援の及ばないものについては財政調整基金の取り崩し等で対応してきた。

直近では、上水道未整備地域に対する拡張事業や、公共施設等の長寿命化対策等に本格的に取り組み始めている。また、長期的な将来負担として、宇城広域連合の大型施設整備事業による公債費負担金等の増加が令和32年度までの予定で見込まれている。

町債については、振興計画・過疎計画に沿った適正な発行に努めていく必要がある。

予算編成に当たっては、これからの将来負担を意識した行財政運営の効率化を進め、経常経費の縮減に努められたい。

### 2 収入事務

調定事務・徴収事務・現金取扱事務については、適正に処理されている。昨年からはキャッシュレス決済や公金ステーション、セミセルフレジが導入された。更なる住民への周知を図り、適正に処理されたい。

また、町税や各種使用料等の滞納については、今後も各課横断した「債権収納対策機構」を積極的に活用し、早期に徴収を進めて、長期化・高額化しないように対処しなければならない。そのためにも、請求・督促の通知と併せて、直接訪問を強化するなど、職員のなお一層の奮起を望む。

長期固定化した債権については、顧問弁護士とも相談し法的対応も含め検討されたい。

### 3 町税

台帳・帳簿・証拠書類は整備され、記帳は適正に処理されている。所得の把握は町民税や国民健康保険税の課税をはじめ多くの面に影響を及ぼしてくるため、個人の所得調査には万全を期すとともに、極力未申告者の一掃に努め公平な課税・徴収に努められたい。

## 4 起債及び一時借入

起債の目的・資金種別・時期・限度額・方法・借入先、利率及び償還の方法等は適切である。

投資的経費（災害復旧事業に係る経費を除く）に係る起債については、本年度も3億円を上限としており、今後とも事業の精査を行い、発行額の抑制に努められたい。また、一時借入金発行については、基金の繰替運用等とも比較し、適正な運用に努められたい。

## 5 支出事務

財務会計システムを利用した会計処理により計算相違は無く、関係簿冊及び証書類は正確に整備されている。

## 6 現金及び有価証券等の保管

現金については、保管体制とその責任の所在が確立されており、かつ毎月末の預金の残高証明書を取り、照合確認されているのは当を得ており良好である。

有価証券及び出資による権利証券は、会計課で適正に保管されている。

## 7 契約事務

契約事務については、法令及び条例等に則して処理され、適正な契約がなされている。

また、一部で価格以外の要素を含めて総合的に評価する総合評価落札方式を取り入れ、品質の確保が図られている。

なお、随意契約の締結については、慣例化が懸念されることから安易に行わず、契約内容等を十分精査して慎重に対応されたい。

## 8 工事関係事務

施行日から竣工検査に至るまでの関係書類はよく整備されている。

担当課においては円滑な工事の実施及び事故防止の観点からも、随時現場に出向き、適切な指導監督と進捗状況の把握に努められたい。

## 9 財産管理事務

備品台帳は、総務課管財係で管理されている。4月の機構改革以降の所管転換は行われているが、貸与物品等の情報更新が行われていないものが見受けられる。早急な整備に努められたい。

公有財産については、公共施設等マネジメント計画(H29.3)策定後、公営住宅、学校施設、林道施設等の長寿命化計画が策定されている。建物の大規模改修などは多額の財政支出を要するが、現地調査においてD評価となった部位がある建物については、優先的な対応をされたい。

また、未登記の土地については、今後も確実に登記事務を進められたい。

## 10 簡易水道事業及び生活排水事業の公営企業会計への移行

本年から公営企業会計へ移行した簡易水道事業及び生活排水事業については、委託業者の支援等も受けながら運営されている。今後も関係各課と調整し、適正な企業会計の運営に努められたい。

### 第3. 結語

今回も前年同様、指導に重点をおいて監査したものであり、項目ごとに記述したほか書類監査及び現地調査の時点において、それぞれ指摘してあるので速やかに実行に移していただきたい。

また、過疎化・少子高齢化、町の基幹産業である農業の後継者不足等々、いずれも歯止めの掛からない状況が続いている。町内での就業機会の確保や企業の誘致、新規転入者の受け入れ態勢の整備など、『小さくてもキラリと光るまちづくり』には、町民のニーズを的確に捉えた丁寧で速やかな対応が必要である。

このため、過去に取り組んだ行財政改革の成果を踏まえ、自主財源の確保と歳出の見直しを図り、併せて公共施設等の整理合理化を進め、将来負担の抑制を目指し弾力性のある健全な財政運営が継続できるよう更に努力されたい。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行した現在、経済活動や住民生活もコロナ禍前に戻りつつある。合併20周年を節目として、今後更に住民の期待に応えられるよう、健全な行財政運営になお一層努力されることを望んで結語とする。